

令和6年11月28日

安曇野市教育委員会

令和6年11月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 6 年 11 月 28 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)高橋満

タイトル	安曇野市教育振興基本計画案に関するパブリックコメントの実施について
決定を要する事項の内容	標記計画案につきパブリックコメントを実施することの可否
要旨	定例教育委員会、総合教育会議、計画策定検討委員会等の議論を経て安曇野市教育振興基本計画の案を作成した。これについてパブリックコメントを実施したいため、協議するもの。
	1 計画の趣旨、位置づけ 本市の教育の目指すべき姿と方向性、事業の進め方などを明らかにするもの。教育大綱を兼ね。教育委員会の所管事務全般を統括して管理するもの。 2 策定のポイント 別紙のとおり 3 経過 令和 5 年 11 月 教育委員会定例会承認（策定趣旨）、部長会議（趣旨説明） 12 月 教育委員会定例会承認（関連要綱）、福祉教育委員会（趣旨説明） 令和 6 年 6 月 第 1 回計画策定検討委員会（趣旨） 7 月 総合教育会議承認（趣旨、教育大綱との統合、基本理念等）、児童生徒・保護者を対象にしたアンケート実施 10 月 第 2 回計画策定検討委員会（アンケート結果分析報告、骨子案に対する意見聴取） 11 月 第 3 回計画策定検討委員会（素案に係る意見聴取） 4 今後の予定 令和 6 年 11 月 教育委員会定例会（パブコメについて） 12 月 部長会議、市議会福祉教育委員会・全員協議会（パ

	ブコメについて)、パブリックコメントの実施 令和7年 2月 第4回計画策定検討委員会、教育委員会定例会、理事者決裁(計画策定及び教育大綱・小中学校の将来構想の統合)、市議会福祉教育委員会・全員協議会(成案報告) (以 上)
--	---

第1次 安曇野市教育振興基本計画の概要

1 計画の目的・位置付け

- (1) 教育委員会においては「第3次安曇野市教育大綱」に基づき施策を進めてきたが、個々の事業の概要説明や数値目標がなかった。教育大綱の基本理念に沿いつつ、より具体化な行政計画である「安曇野市教育振興基本計画」を策定することで、本市の教育の目指すべき姿と方向性、事業の進め方などを市民に明らかにすることを目的とする。
- (2) 教育基本法第17条に基づく行政計画。教育分野において本市総合計画に次ぐものとして、教育委員会の所管事務全般を統括して管理するもの。なお、地方教育行政法第1条の3の教育大綱を兼ねるものとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

3 策定のポイント

- (1) 教育行政全体を見据え、1つの目線で計画策定・進捗管理を行うことで、均衡のとれた施策の展開を目指す。
- (2) 計画その他関連事務の合理化を図る。
- (3) 生涯学習、文化、図書館の各分野は、現在施行中の各行政計画がある。今回の策定作業においては、原則として、基本理念・基本方針と現在施行中の個別計画による施策を接続するような記載とした。
- (4) 学校教育、学校給食の各分野は、具体的な計画が存在しなかったため、教育振興基本計画の中で、新たに政策の体系・施策・事務事業を整理した。

4 基本理念等

(1) 基本理念

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる「未来を拓くたくましい安曇野の子ども」を育みます。
- ・生涯を通じた学び、すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

(2) 基本方針

- ・【子ども子育て】子ども・若者が健やかに成長し、安心して暮らせるまちの実現
- ・【学校教育】郷土愛と未来を切り拓く力を育む魅力ある学校教育の実現
- ・【家庭・地域との連携】学校と家庭、地域等との連携による豊かな学びと心の育成の実現
- ・【生涯学習】生涯を通じ学ぶ喜びを実感できる地域の実現
- ・【スポーツ】スポーツを通じて心や体を健やかに育む地域の実現
- ・【文化芸術】文化芸術を育むとともに歴史・文化遺産を継承し続ける地域の実現
(第3次教育大綱の内容を引き継ぐもの。R6.7.24 総合教育会議承認)

(以 上)

たくさんのおいしい安曇野の子どもを育みます。

基本方針		施策		基本施策		関連計画	
基本方針4 【生涯学習】 生涯を通じて学ぶ喜びを実感できる 地域の実現		4-1: 学習機会の充実	4-2: 学習成果の活用	4-3: 多様化する市民の「学び」に応える質の高い図書館づくり	1	生涯学習に取り組みやすい環境づくり	安曇野市 生涯学習推進計画
					2	生涯学習の機会の提供	
					3	利用満足度の高い施設運営	
					1	成果発表の機会の創出	
					2	成果を活かした地域貢献	
		4-4: 子どもの読書活動の推進			1	市民への新鮮な資料や最新の情報の提供	安曇野市 図書館基本計画
					2	様々な「学び」の場としての図書館サービスの充実	
					1	家庭における読書活動の促進	
					2	学校などにおける読書活動の促進	
					3	地域における読書活動の促進	
基本方針5 スポーツを通じて心や体を健やかに 育む地域の実現		5-1: 子どもの運動・スポーツ機会の充実	5-2: スポーツを通じた交流・学びの促進		1	運動・スポーツに親しむ環境づくり	安曇野市 スポーツ 推進計画
					2	地域でのスポーツを通じた交流、健康づくりの促進	
					3	総合型地域スポーツクラブの運営支援と新たな体制の基盤づくり	
基本方針6 【文化芸術】 文化芸術を育むとともに歴史・文化遺産を継承し続ける地域の実現		6-1: 文化芸術活動の推進	6-2: 歴史・文化遺産の保存と活用		1	文化芸術活動の支援	安曇野市 文化振興計画
					2	文化芸術施設の運営	
					1	地域文化の継承	
					2	文化財、重要文書の保存と活用の推進	

議案第2号	教育部学校教育課
令和6年11月28日提出	(課長) 上條貴芳(担当)高橋満

タイトル	安曇野市民生委員推薦会の委員推薦について
決定を要する事項	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。
要旨	
説明	

議案第3号	教育部 生涯学習課
令和6年 11 月 28 日提出	(課長) 二木正 (担当) 大蔵邦之

タイトル	安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱の一部改正について
決定を要する事項	標記要綱の改正の可否
要旨	表彰の対象から安曇野市中央公民館長を削り、社会教育指導員を加えるもの。
説明	- 第2条第1号において、「安曇野市公民館の委員」を「安曇野市公民館サポート会議の委員」と明確に定めるもの。 - 第2条第2号において、市の正規職員である安曇野市中央公民館長を削り、社会教育指導員を加えるもの。 - 表彰推薦様式に、団体・団体代表者記載の項目を加え、推薦者の押印、及び表彰候補者の性別・年齢欄を削るものとして改めるもの。 - その他、字句を整理するもの。 - 施行日 令和6年 12 月1日

○安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第12号）

改正後	改正前
(表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>安曇野市公民館サポート会議設置要綱（平成20年安曇野市教育委員会告示第7号）第3条に規定する安曇野市公民館サポート会議の委員で、通算して8年以上その職務に従事し退職したもの</u> (2) <u>安曇野市公民館分館長又は安曇野市社会教育指導員の職にあり、通算して6年以上務め退職したもの</u> (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に基づき、安曇野市地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の部長の職にあり、継続して<u>4年以上務め退職したもの又は通算して8年以上務め退職したもの</u>。ただし、既に表彰された者は、その対象となった期間を除く。 (4) (略) (表彰の推薦) 第4条 <u>安曇野市公民館分館長</u>は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書（別記様式）を作成し、安曇野市公民館長会の定める期日までに安曇野市公民館長会に提出するものとする。	(表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>安曇野市公民館の委員で通算して8年以上その職務に従事し退職した者</u> (2) <u>安曇野市中央公民館長又は安曇野市中央公民館分館長の職にあり、通算して6年以上務め退職した者</u> (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に基づき、安曇野市地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の部長の職にあり、継続して<u>4年以上務め退職した者又は通算して8年以上務め退職した者</u>。ただし、既に表彰された者は、その対象となった期間を除く。 (4) (略) (表彰の推薦) 第4条 <u>安曇野市中央公民館分館長</u>は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書（別記様式）を作成し、安曇野市公民館長会の定める期日までに安曇野市公民館長会に提出するものとする。

改正後

・別記様式（第4条関係）

安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書

（宛先） 安曇野市公民館長会

推薦者

居所又は住所

分館長名

年 月 日

別記様式（第4条関係）

改正前

安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書

（宛先） 安曇野市公民館長会

推薦者

居所又は住所

分館長名

年 月 日

㊦

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱第4条の規定に基づき、下記の者を表彰候補者として推薦します。

記

（ふりがな） 氏名・団体名		（ふりがな） 団体代表者 氏名	
現住所 （団体の場合は 代表者の現住所）			
所属公民館		職 名	
推 薦 理 由			
公 民 館 関 係 経 歴			

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱第4条の規定に基づき、下記の者を表彰候補者として推薦します。

記

氏 名（ふりがな）	生年月日		性 別
	大・昭	年 月 日	男 ・ 女
現 住 所			
所属公民館		職 名	
推 薦 理 由			
公 民 館 関 係 経 歴			

議案第4号	教育部 生涯学習課
令和6年 11 月 28 日提出	(課長)二木正 (担当) 大蔵邦之

タイトル	安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について
決定を要する事項	標記要綱の改正の可否。
要旨	表彰を決定する者を定めるとともに、安曇野市地区公民館報表彰審査会(以下「審査会」という。)の組織・会議を見直すもの。
説明	- 第 7 条において、第 2 項の定足数、及び第 3 項の表決数を定めることは、附属機関ではない本審査会にはそぐわないため、これを削るもの。 - 改正前にあっては審査会の審査内容の扱いが定められていなかったため、第 7 条第 3 項として、審議会の評価を表彰の決定者に報告することを定めるもの。 - 改正前あっては不明瞭であった表彰の決定者を、第 9 条で安曇野市公民館長会長と定めるもの。 - 要綱全体において、安曇野市中央公民館長とあるものを、表彰を行う安曇野市公民館長会長に改めるもの。 これに伴い、第 4 条の申請先、第 6 条の審査会の組織、及び表彰申請書様式の宛先を改めるもの。 - その他、字句を整理するもの。 - 施行日 令和6年 12 月1日

○安曇野市地区公民館報表彰要綱(平成27年安曇野市教育委員会告示第2号)

改正後	改正前
(表彰の対象) 第2条 <u>表彰は、原則として毎年度1回、5月に行うものとする。</u> 2 表彰の対象となる地区公民館報は、<u>表彰する日の属する年(以下「表彰年」という。)の前年の2月1日から表彰年の1月31日までの間に発行した全てのものとする。</u> (表彰の種類及び件数) 第3条 (略) 2 <u>表彰年の前年度から起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、表彰年からの3年間は表彰の対象外とする。</u> (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書(別記様式)に必要な書類を添付して、<u>安曇野市公民館長</u>に申請するものとする。 (組織) 第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) <u>安曇野市公民館長の代表</u> (3) <u>安曇野市公民館長会長の推薦する者</u> (4) (略) 2～4 (略) (会議) 第7条 (略)	(表彰の対象) 第2条 表彰の対象となる地区公民館報は、<u>審査を行う前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に発行したものとする。</u> (表彰の種類及び件数) 第3条 (略) 2 <u>審査実施年度の前年度より起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、当該年度からの3年間は表彰の対象外とする。</u> (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書(別記様式)に必要な書類を添付して、<u>安曇野市中央公民館長</u>に申請するものとする。 2 <u>申請する地区公民館報は、第2条で定めた期間に発行されたものの全てとする。</u> (組織) 第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) <u>安曇野市中央公民館長</u> (3) <u>安曇野市中央公民館長の推薦する者</u> (4) (略) 2～4 (略) (会議) 第7条 (略) 2 <u>審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> 3 <u>審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> 4 (略)

改正後	改正前
<u>3 審査会は、表彰の申請があった地区公民館報を審査し、表彰の目安となる評価を安曇野市公民館長に報告するものとする。</u> <u>(表彰の決定)</u> <u>第9条 安曇野市公民館長は、第7条第3項の報告に基づき、表彰する地区公民館報を決定する。</u> (表彰の方法) <u>第10条</u> (略) 2 (略) (その他) <u>第11条</u> (略)	(表彰の方法) <u>第9条</u> (略) 2 (略) (その他) <u>第10条</u> (略)

別記様式（第4条関係）

安曇野市地区公民館報表彰申請書

改正後

年 月 日

（宛先） 安曇野市公民館長 会長

申請者
居所又は住所
地区公民館長

—

安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー（印刷機）
編集体制	例：○○編集委員会（△人）

※ 添付書類・・・応募作品各1部

別記様式（第4条関係）

安曇野市地区公民館報表彰申請書

改正前

年 月 日

（宛先） 安曇野市中央公民館長

申請者
居所又は住所
地区公民館長

㊟

安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー（印刷機）
編集体制	例：○○編集委員会（△人）

※ 添付書類・・・応募作品各1部

議案第5号	教育部 子ども家庭支援課
令和6年11月28日提出	(課長)山越寿彦 (担当係長)赤羽賢一

タイトル	安曇野市子ども・子育て支援事業計画案に関するパブリックコメントの実施について
決定を要する事項の内容	標記計画案につきパブリックコメントを実施することの可否
要旨	第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画案を作成したので、パブリックコメントを実施したいため協議するもの。
	1 計画の目的、位置づけ 子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を計画的に推進するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の見込みと確保方策等を定めるもの。なお、策定にあたって、「次世代育成支援行動計画」を継承する。 2 経過 令和5年10月 部長会議にて策定方針説明 令和5年12月 市民アンケートの実施 令和6年7月～8月 庁内検討会議による協議（2回） 令和5年11月～令和6年11月 子ども・子育て会議による協議 3 策定のポイント (1) 同時策定のこども計画と共通した基本理念及び基本目標等を設定。 (2) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正により新たに4事業（妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業、乳児等通園支援事業）を計画に位置付ける。 (3) 安曇野市立認定こども園民営化中長期ビジョンを組み入れる。 4 今後の予定 令和6年12月13日 市議会 福祉教育委員会 令和6年12月19日 市議会 全員協議会 令和6年12月23日～パブリックコメントの実施 令和7年2月5日 第5回子ども・子育て会議 令和7年2月上旬 計画決定（理事者決裁）

第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画案の概要

1. 計画の趣旨・位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を計画的に推進することを目的とするもの。

なお、策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承しつつ、上位計画である「第2次安曇野市総合計画」のほか、「安曇野市こども計画」及び各種関連計画と整合・連携を図る。

2. 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

3. 策定のポイント

- (1) 教育・保育区域の設定、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の見込みと確保方策を設定する。
- (2) 市こども施策全体の整合性を図るため、同時策定する「安曇野市こども計画」（市こども施策を網羅し、総合的に推進するもの）と共通の基本理念及び基本目標等を設定する。
- (3) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により新たに4事業（妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業、乳児等通園支援事業）を計画に位置付ける。
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制を確保するため、安曇野市立認定こども園民営化中長期ビジョンを計画に組み入れる。

4. 基本理念 『自然・地域・人が紡ぐ こどもがまんなかのまち 安曇野』

5. 基本目標

子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち	保護者に対し妊娠から子育て期までの切れ目のないサポートを行うとともに、豊かな自然や地域での多様な交流・体験を通じて、全ての子どもがたくましく健やかに育まれるまちを目指します。
子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち	健康や経済的なサポートを通じて、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、子育て家庭が安心して子どもと向きあうことができるまちを目指します。
地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち	子どもは権利の主体であることを地域全体で共有し、子ども・若者の意見を尊重します。また、子どもの居場所や遊び場の確保、家庭教育・地域教育力の向上、主体的な学びの場の提供等を通じて、地域ぐるみで子ども・若者、子育てを支えるまちを目指します。

6. 施策体系

基本目標		N0	施策目標（成果指標）	N0	基本施策	こ	子
子ども・若者がたくましく、健康やかに成長できるまち	ライフステージごとの施策	1-1	誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	1	安心できる妊娠・出産環境の構築		●
				2	乳幼児と保護者への健康支援		●
				3	教育・保育サービスの充実		●
				4	子育ての相談窓口、情報発信		●
		1-2	学童期・思春期の継続した育ちの支援	1	学校教育の推進	●	
				2	いじめ・不登校対策	●	
子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち	ライフステージ全体の施策	2-1	青年期以降の自立と自己実現の支援	1	就労・結婚の支援	●	
				2	仕事と生活の調和の推進	●	
		2-2	困難を有する子ども・若者、家庭への支援	1	子育て家庭、生活困窮家庭への支援	●	●
				2	ひとり親家庭への支援	●	
				3	障がい・発達特性のある子ども、家庭への支援	●	
				4	児童虐待防止対策の充実	●	
				5	ひきこもりの予防と自立支援	●	
				6	子どもの自殺対策と犯罪予防	●	
		3-1	子どもの権利の地域全体での共有	1	子どもの権利の周知・啓発	●	
				2	子どもの意見表明・社会参画の促進	●	
		3-2	地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	1	家庭教育・地域教育の充実	●	
				2	子どもの居場所づくり	●	●
地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち		3-3	安全・安心に子育てができる環境づくり	1	遊び場と安全を確保する環境の整備	●	●

●こ…こども計画の策定範囲 ●子…子ども子育て支援事業計画の策定範囲

議案第6号	教育部 子ども家庭支援課
令和6年11月28日提出	(課長)山越寿彦 (担当)赤羽賢一

タイトル	安曇曇野市こども計画案に関するパブリックコメントの実施について
決定を要する事項	標記計画案につきパブリックコメントを実施することの可否
要旨	安曇野市こども計画案を作成したので、パブリックコメントを実施したいため協議するもの。
	1 計画の目的、位置づけ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、市のこども施策を網羅し、総合的に推進することを目的とするもの。「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体的に策定する。 2 経過 令和6年6月 部長会議にて策定方針と協議機関の設置について説明 令和6年7月 こども計画検討会議を発足 市民アンケート、子ども向けワークショップの実施 令和6年7月～令和6年11月 こども計画検討会議による協議 3 策定のポイント (1) 同時策定の子ども・子育て支援事業計画と共通した基本理念及び基本目標等を設定する。 (2) こども施策を網羅するため、上記計画の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援等の内容を本計画に組み入れる。 4 今後の予定 令和6年12月13日 市議会 福祉教育委員会 令和6年12月19日 市議会 全員協議会 令和6年12月23日～パブリックコメントの実施 令和7年2月5日 第4回こども計画検討会議・第5回子ども・子育て会議 令和7年2月上旬 計画決定（理事者決裁）

安曇野市こども計画案の概要

1. 計画の趣旨・位置づけ

こども基本法第 10 条の規定に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、市のこども施策を網羅し、総合的に推進することを目的とするもの。

策定にあたっては、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体的に策定し、上位計画である「第 2 次安曇野市総合計画」のほか、「第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」及び各種関連計画と整合・連携を図る。

2. 計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）

3. 策定のポイント

- (1) 市こども施策をライフステージごとの施策（誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、ライフステージ全体の施策に分類することで分かりやすい施策体系を形成する。
- (2) 市こども施策全体の整合性を図るため、同時策定する「第 3 次子ども・子育て支援事業計画」（幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援等の需給計画）と共通の基本理念及び基本目標等を設定する。また、市こども施策を網羅するため、同計画の内容も組み入れて策定する。

4. 基本理念 『自然・地域・人が紡ぐ こどもがまんなかのまち 安曇野』

5. 基本目標

子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち	保護者に対し妊娠から子育て期までの切れ目のないサポートを行うとともに、豊かな自然や地域での多様な交流・体験を通じて、全ての子どもがたくましく健やかに育まれるまちを目指します。
子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち	健康や経済的なサポートを通じて、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、子育て家庭が安心して子どもと向きあうことができるまちを目指します。
地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち	子どもは権利の主体であることを地域全体で共有し、子ども・若者の意見を尊重します。また、子どもの居場所や遊び場の確保、家庭教育・地域教育力の向上、主体的な学びの場の提供等を通じて、地域ぐるみで子ども・若者、子育てを支えるまちを目指します。

6. 施策体系

基本目標		N0	施策目標（成果指標）	N0	基本施策	こ	子
子ども・若者がたくましく、健康やかに成長できるまち	ライフステージごとの施策	1-1	誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	1	安心できる妊娠・出産環境の構築		●
				2	乳幼児と保護者への健康支援		●
				3	教育・保育サービスの充実		●
				4	子育ての相談窓口、情報発信		●
		1-2	学童期・思春期の継続した育ちの支援	1	学校教育の推進	●	
				2	いじめ・不登校対策	●	
子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち	2-1	青年期以降の自立と自己実現の支援	1	就労・結婚の支援	●		
			2	仕事と生活の調和の推進	●		
	2-2	困難を有する子ども・若者、家庭への支援	1	子育て家庭、生活困窮家庭への支援	●	●	
			2	ひとり親家庭への支援	●		
			3	障がい・発達特性のある子ども、家庭への支援	●		
			4	児童虐待防止対策の充実	●		
			5	ひきこもりの予防と自立支援	●		
			6	子どもの自殺対策と犯罪予防	●		
	3-1	子どもの権利の地域全体での共有	1	子どもの権利の周知・啓発	●		
			2	子どもの意見表明・社会参画の促進	●		
		3-2	地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	1	家庭教育・地域教育の充実	●	
				2	子どもの居場所づくり	●	●
3-3		安全・安心に子育てができる環境づくり	1	遊び場と安全を確保する環境の整備	●	●	

●こ…こども計画の策定範囲 ●子…子ども子育て支援事業計画の策定範囲

議案第7号	教育部教育部 こども園幼稚園課
令和6年11月28日提出	(課長)佐々木真貴 (担当係長) 青嶋梢

件名	安曇野市立認定こども園条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則改正の可否
要旨	法改正等に伴い、安曇野市立認定こども園条例施行規則(令和4年安曇野市教育委員会規則第5号)の様式を改正する。
説明	1 趣旨 ・健康保険証及び特別児童扶養手当証書の廃止に伴い、本人確認書類として規定されているそれぞれの文言を削除する改正を行うもの。 ・その他、所要の改正を行うもの。 2 施行日 令和6年12月2日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市立認定こども園条例施行規則（令和4年安曇野市教育委員会規則第5号）

[illegible]

改正後

③ 祖父母の状況（※世帯分離や同一敷地内に居住している場合は、「同居」とみなしてください。また、ご健在の方のみご記入ください。）

区分	氏名 (フリガナ)	住所 (同居の場合はご入力)	職業等	障がい	同居・別居
父方	祖父			☐	同居・別居
	祖母			☐	同居・別居
母方	祖父			☐	同居・別居
	祖母			☐	同居・別居

④ 保育の必要性・理由と希望する保育の必要量等
(希望する利用時間を記入し、【2号・3号】か、【1号】のどちらかのみにお書きください。)

希望利用時間	午前	午後	時	分	午後	時	分	(おおよその時間)
保護者の労働又は疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する方								
保育を必要とする理由（該当する理由に✓をしてください）								
父	☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復興・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ ）							
母	☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復興・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ ）							
【2号・3号】								
保育の必要性ありの方	認定時間（午前8時30分から午後4時30分までの1日8時間まで） ※1か月6時間以上の就労や、介護や就学などの場合 ☐ 短時間（午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで） ☐ 標準時間（午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで） ※1か月12時間以上の就労や、介護や就学、出産月を除く前3か月、産後6か月間など							
長時間保育	☐ 利用する ☐ 利用しない							
土曜保育	☐ 利用する ☐ 利用しない							
【1号】	3歳以上児で上記の必要とする理由に該当しないが、保育施設等の利用を希望する方							
希望する時間	午前9時から午後3時 1日6時間まで							
預かり保育の利用	☐ 利用する ☐ 利用しない							

⑤ 家庭の状況等

家庭の状況	☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障害児（者）のいる世帯 ・ ☐ 左記以外 ☐ ひとり親世帯（※対象世帯のみ記入） ☐ 加入保険（ ☐ 社保【本人・扶養】・ ☐ 国保【世帯主・その他】・ ☐ 共済組合【本人・扶養】・その他） ☐ 児童扶養手当受給（ ☐ 有・ ☐ 無） ☐ 発生事由（ ☐ 離婚・ ☐ 死別・ ☐ 未婚・ ☐ その他）
生活保護の適用	無・有（ ）年 月 日 保護開始

⑥ 子どもの健康状態

該当する項目に✓をしてください	☐ 健康である ・ ☐ 疾病である ・ ☐ 発達に心配がある ・ ☐ 食物アレルギーがある その他（御両親の上で心配なことがある場合などは記入してください。）
-----------------	--

⑦ 情報閲覧等の同意

情報閲覧等の同意	☐ 保育の利用に関する市県民税及び世帯情報、健康情報を円滑に進めるための母子保健情報を閲覧及び調査することについて同意します。
----------	--

改正前

③ 祖父母の状況（※世帯分離や同一敷地内に居住している場合は、「同居」とみなしてください。また、ご健在の方のみご記入ください。）

区分	氏名 (フリガナ)	住所 (同居の場合はご入力)	職業等	障がい	同居・別居
父方	祖父			☐	同居・別居
	祖母			☐	同居・別居
母方	祖父			☐	同居・別居
	祖母			☐	同居・別居

④ 保育の必要性・理由と希望する保育の必要量等
(希望する利用時間を記入し、【2号・3号】か、【1号】のどちらかのみにお書きください。)

希望利用時間	午前	午後	時	分	午後	時	分	(おおよその時間)
保護者の労働又は疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する方								
保育を必要とする理由（該当する理由に✓をしてください）								
父	☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復興・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ ）							
母	☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復興・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ ）							
【2号・3号】								
保育の必要性ありの方	認定時間（午前8時30分から午後4時30分までの1日8時間まで） ※1か月6時間以上の就労や、介護や就学などの場合 ☐ 短時間（午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで） ☐ 標準時間（午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで） ※1か月12時間以上の就労や、介護や就学、出産月を除く前3か月、産後6か月間など							
長時間保育	☐ 利用する ☐ 利用しない							
土曜保育	☐ 利用する ☐ 利用しない							
【1号】	3歳以上児で上記の必要とする理由に該当しないが、保育施設等の利用を希望する方							
希望する時間	午前9時から午後3時 1日6時間まで							
預かり保育の利用	☐ 利用する ☐ 利用しない							

⑤ 家庭の状況等

家庭の状況	☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障害児（者）のいる世帯 ・ ☐ 左記以外 ☐ ひとり親世帯（※対象世帯のみ記入） ☐ 加入保険（ ☐ 社保【本人・扶養】・ ☐ 国保【世帯主・その他】・ ☐ 共済組合【本人・扶養】・その他） ☐ 児童扶養手当受給（ ☐ 有・ ☐ 無） ☐ 発生事由（ ☐ 離婚・ ☐ 死別・ ☐ 未婚・ ☐ その他）
生活保護の適用	無・有（ ）年 月 日 保護開始

⑥ 児童の健康状態

該当する項目に✓をしてください	☐ 健康である ・ ☐ 疾病である ・ ☐ 発達に心配がある ・ ☐ 食物アレルギーがある その他（御両親の上で心配なことがある場合などは記入してください。）
-----------------	--

⑦ 情報閲覧等の同意

情報閲覧等の同意	☐ 保育の利用に関する市県民税及び世帯情報、健康情報を円滑に進めるための母子保健情報を閲覧及び調査することについて同意します。
----------	--

1 申請者（保護者（納入義務者））

- 1 申請者（保護者（納入義務者））
○下記記入欄に申請者（保護者（納入義務者））の必要事項をご記入ください。

氏名		子どもの性別	題人番号(マイナンバー)					
			-					-

- 申請者（出願者（個人職務者））の本人確認のため、下記の①又は②の書類の「写し」を添付してください。
- ①個人番号（マイナンバー）カード ※必ず表と裏の両面の写しを添付してください。

②個人番号が記載された住民票及び身元保証書

下配の譜から1点（類文）実付きであつて公伝譜版が絶したものの	上配の譜で実付きでないものは、下配の譜から2点
下配の譜から1点（類文）実付きであつて公伝譜版が絶したものの 上配の譜で実付きでないものは、下配の譜から2点	下配の譜から1点（類文）実付きであつて公伝譜版が絶したものの 上配の譜で実付きでないものは、下配の譜から2点

- 2 申込(または利用中)の子どもをご記入ください。
なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏名	子どもの 評価	個人番号（マイナンバー）					
	本人	-					-

- 血漿中の鉄の量

- 中井翁（使達者（納入義諦者））と申込（利用）の子ども以外の世帯員全員をご記入ください。
 中込（利用）の子どもと別居している既婚者（单身赴任等）の配偶も必要です。
 なお、本人情報のための書類の添付は不要です。

[illegible]

※市記数欄 以下は記入しないでください。

☐ 個人番号カード（表・裏） ☐ 個人番号記載の住民票 ☐ その他（ ）		登録年月日	掲載事項
身元確認（個人番号カード提示の場合は不要）			
顔写真付写真証明（以下から1点）		その他身元確認書類 （左記の身元確認書類を付していない場合は以下から2点）	
☐ 運転免許証	☐ 運転免許証写真	☐ パスポート	☐ 年金証書
☐ 住民基本台帳カード（顔写真付のもの）	☐ 在留カード	☐ 原簿持主当座書	☐ 源泉徴収票等
☐ 身元確認者手帳等	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

⑧ 個人番号 (マイナンバー) 記入欄

- 1 申請者（保護者（納入義務者））の必要事項をご記入ください。

[illegible]

- ① 申請者（保護者（扶入義務者））の本人捺印のため、下記の①～③のいずれかの書類の「写し」を添付してください。
① 個人番号（マイナンバー）カードの写し ※必ず表と裏の両面の写しを添付してください。
② 通知カード及び 身元保証書
③ 個人番号が記載された住民票及び 身元保証書類

第 10 卷第 1 期 2017 年 1 月

下記の書類から1点（額外賞付であった場合は公的機関が発行したもの） ① 現職または退職歴を証明するもの、住民票謄本（本人または家族の） ② 年齢を証明するもの、在留カード、在留期間満了通知書、パスポート ③ 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳、国民年金保険料徴収票、特別徴収票 ④ 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳、国民年金保険料徴収票、特別徴収票	下記の書類から1点（額外賞付であった場合は公的機関が発行したもの） ① 現職または退職歴を証明するもの、住民票謄本（本人または家族の） ② 年齢を証明するもの、在留カード、在留期間満了通知書、パスポート ③ 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳、国民年金保険料徴収票、特別徴収票 ④ 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳、国民年金保険料徴収票、特別徴収票
--	--

- ② 申込（または利用中）の児童をご記入ください。
なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏 名	就任の 期日	個人番号(マイナンバー)
	本人	-

- ### 3. その他の事業

- 申込者(受審者)と申込(利用)児童以外の世帯口全員をご記入ください。
○申込(利用)児童と別居している世帯主(世帯世帯主等)の記載も必要です。
なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

[illegible]

※市記裁欄 以下は記入しないでください

☐ 租人番号カード（済・費） ☐ 通知カード ☐ 租人番号記載の住民票	番号確認 租人番号 通知カード 住民票	確認年月日 年 月 日	確認者印
その他			
元元確認（租人番号カード提示の場合には不要）			
郵寄実行身元証明（以下から1点）			
その身に元元確認書類			
（左記のきり元元確認書類を有していない場合は下から2点）			
☐ 運転免許証	☐ 健康保険証	☐ 介護保険証	☐ 年金手帳
☐ 運転免許証	☐ 健康保険証	☐ 介護保険証	☐ 年金手帳
☐ 住民基本台帳カード（郵寄実行のもの）	☐ 在留カード	☐ 特別児童扶養手当証書	☐ 新保取寄せ書
☐ 身体障害者手帳等	☐ その他	☐ その他	☐ その他

利用者負担額算定に係る住所情報

(宛先) 安曇野市長
(宛先) 安曇野市教育委員会

施設利用に伴い、利用者負担額算定に必要な収入及び就労状況を確認するための市県民税は、1月1日時点にお住まいの自治体により課税されます。つきましては、下記時点のお住まい又はお住まい予定の自治体をご記入ください。

保護者氏名(父)

保護者氏名(母)

年1月1日現在のお住まいの自治体
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
(※上記と同じ場合は記載不要)
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
(※上記と同じ場合は記載不要)
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

利用者負担額算定に係る住所情報

(宛先) 安曇野市長
(宛先) 安曇野市教育委員会

施設利用に伴い、利用者負担額算定に必要な収入及び就労状況を確認するための市県民税は、1月1日時点にお住まいの自治体により課税されます。つきましては、下記時点のお住まい又はお住まい予定の自治体をご記入ください。

保護者氏名(父)

保護者氏名(母)

年1月1日現在のお住まいの自治体
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
(※上記と同じ場合は記載不要)
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

年1月1日現在のお住まいの自治体
(※上記と同じ場合は記載不要)
☐長野県安曇野市
☐安曇野市以外の自治体
都・道 府・県 市・区 町・村

※市記載欄

認定の可否

支給認定証番号

認定区分等

可 認定日： 年 月 日

可 理由： 都道府県 市・区 町・村

前年度分
(4～8月)

市県民所得割額

階層

子目

年齢

利用者負担額

確認欄

当年度分
(9～3月)

市県民所得割額

階層

子目

年齢

利用者負担額

確認欄

課長

図長

保長

担当

備考欄

※市記載欄

認定の可否

支給認定証番号

認定区分等

可 認定日： 年 月 日

可 理由： 都道府県 市・区 町・村

前年度分
(4～8月)

市県民所得割額

階層

子目

年齢

利用者負担額

確認欄

課長

図長

保長

担当

備考欄

-29-

議案第 8 号	教育部 各課
令和 6 年 11 月 28 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>文化課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td></td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課			生涯学習課	1 件	1 件	文化課	1 件	1 件	子ども家庭支援課		
	課名	共催	後援															
	学校教育課																	
	生涯学習課	1 件	1 件															
	文化課	1 件	1 件															
	子ども家庭支援課																	
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。） 申請書等は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は、意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため、非公開とします。																		

生涯学習課

■女性をエンパワメントするシンポジウム

主催：安曇野から女性をエンパワメントする会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野から女性をエンパワメントする会 笠原 芳子	ボノボ研究をしている先端若手研究者の話を聞く機会となることから、安曇野市内の学生等若い世代にも可能性を開く。生涯学習の場として有効となる。	10月30日	令和6年11月30日(土)	豊科交流学習センター「きぼろ」会議室2・3	講師の講演事例を聞き、地域課題の解決や女性活躍について考える機会とする。	テーマ：シスターフッドとは～ボノボの社会から学ぶ～ 第1部 講師 徳山 奈帆子 氏 長野県議会議員 高島 陽子 氏 第2部 意見交換 入場料：1,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

■第4回 安曇野市芸能フェスティバル

主催：安曇野市芸術文化協会連絡協議会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市芸術文化協会連絡協議会 会長 森田 継雄	市芸文協の行事の企画に市教育委員会を共催主催者をお願いしたい。生涯学習の一環として、市民に芸術文化を楽しんで頂くため、お願いしたい。	11月11日	令和7年3月2日(日)	豊科公民館 ホール 他	市内各地域芸術文化協会芸能部、市内で活動しているグループが一堂にステージ発表を通してお互いの交流を深め、安曇野市の地域文化の継承、世代間の交流、そして市民の皆様に芸術文化を楽しんで頂くことが目的です。これを機会に毎年安曇野市教育委員会と共催にて交流芸能フェスティバルが開催出来るようにしたい。	民謡、舞踊、詩吟、器楽演奏、ダンス、コーラスなどの発表	○	○	○	基準第3条第2項により可

文化課

■安曇野さんぽ市

主催：安曇野さんぽ市実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野さんぽ市実行委員会 実行委員長 古幡 委子	安曇野が誇るべき手仕事の文化を、市民をはじめ、この地を訪れる方々に積極的に普及させ、市民同士が楽しく交流する場として広く定着させたい。	10月11日	令和7年5月17日～18日	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」	様々なジャンルの作家と一般市民が、手作りの展示・販売・ワークショップを通じて交流を深める。	家具、木のおもちゃ、陶器、ガラス、革、染色、絵画作品等の販売を行う。 出展者 65ブース 入場料無料	○	○	○	基準第3条第2項により可

■増井一喜サクソフフォンリサイタル

主催：増井一喜サクソフフォンリサイタル実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
増井一喜サクソフフォンリサイタル実行委員会 実行委員長 増井 一喜	地元出身の音楽家として音楽分野の活性化や次世代の育成に努めたいと考えている。多くの方に音楽を届け、地域全体の文化発展に貢献するため。	11月5日	令和7年2月22日(土)	松本市音楽文化ホール 小ホール	サクソフォンの多彩な音色をテーマに、ジャンルを超えた曲を披露する。地元の音楽文化への貢献を目指す初リサイタル。	サクソフォンをメインに、トランペットとのデュオ曲を含むプログラム。	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第9号	教育部 学校給食課
令和 6 年 11 月 28 日提出	(課長) 西澤弘修 (担当) 米倉秀政

タイトル	学校給食費の見直しに係る諮問について
決定を要する事項の内容	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は、協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は、意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため、非公開とします。
要旨	
説明	

報告第1号	教育部 学校教育課
令和6年 11 月 28 日提出	(課長) 上條貴芳 (担当係長) 塩原邦哲

タイトル	私立高校に対する公費助成についての陳情について																																			
要旨	中信地区私学助成推進協議会から、私立高校に対する公費助成の陳情書が教育長宛に提出されたため、報告するもの。																																			
説明	1 陳情書の要旨 (1)私立高校への経常費補助金(生徒数分割)の継続を行っていただきたい。 (2)国・県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額、施設整備費の補助、授業料軽減補助の増額など、私学助成増額のための意見書を上げていただきたい。																																			
	【国・県向けの意見書要旨】 ① 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。 ② 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。 ③ 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。																																			
	2 令和6年度 中信地区私学助成推進協議会各校への助成状況 <table><tr><th>学校名</th><th>生徒総数 (人)</th><th>市内在住 生徒数 (人)</th><th>安曇野市からの補助額 (円) ※市内生徒1人×10,000円</th></tr><tr><td>松商学園高等学校</td><td>1,336</td><td>186</td><td>1,860,000</td></tr><tr><td>松本第一高等学校</td><td>594</td><td>70</td><td>700,000</td></tr><tr><td>松本国際高等学校</td><td>1,611</td><td>116</td><td>1,160,000</td></tr><tr><td>エクセラン高等学校</td><td>338</td><td>43</td><td>430,000</td></tr><tr><td>信濃むつみ高等学校</td><td>521</td><td>83</td><td>830,000</td></tr><tr><td>東京都市大学塩尻高等学校</td><td>750</td><td>36</td><td>360,000</td></tr><tr><td>松本秀峰中等教育学校</td><td>254</td><td>25</td><td>250,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5,404</td><td>559</td><td>5,590,000</td></tr></table> ※助成対象生徒数は、令和6年5月1日基準日における在籍者 ※松本秀峰中等教育学校は、後期課程が助成対象	学校名	生徒総数 (人)	市内在住 生徒数 (人)	安曇野市からの補助額 (円) ※市内生徒1人×10,000円	松商学園高等学校	1,336	186	1,860,000	松本第一高等学校	594	70	700,000	松本国際高等学校	1,611	116	1,160,000	エクセラン高等学校	338	43	430,000	信濃むつみ高等学校	521	83	830,000	東京都市大学塩尻高等学校	750	36	360,000	松本秀峰中等教育学校	254	25	250,000	合 計	5,404	559
学校名	生徒総数 (人)	市内在住 生徒数 (人)	安曇野市からの補助額 (円) ※市内生徒1人×10,000円																																	
松商学園高等学校	1,336	186	1,860,000																																	
松本第一高等学校	594	70	700,000																																	
松本国際高等学校	1,611	116	1,160,000																																	
エクセラン高等学校	338	43	430,000																																	
信濃むつみ高等学校	521	83	830,000																																	
東京都市大学塩尻高等学校	750	36	360,000																																	
松本秀峰中等教育学校	254	25	250,000																																	
合 計	5,404	559	5,590,000																																	

安曇野市教育長
橋渡 勝也 様



令和 6年 10月 28日

中信地区私学助成推進協議会
会 長 中野 潤
事務局 松商学園高等学校
松本市県 3-6-1
TEL 0263-33-1210
FAX 0263-33-1213

私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書

謹啓 貴職におかれましては、日頃より私立高等学校振興のために格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。また、私学助成につきましてもご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中信地区私学助成推進協議会（松商学園高等学校・松本秀峰中等教育学校・エクセラン高等学校・松本第一高等学校・東京都市大塩尻高等学校・信濃むつみ高等学校・松本国際高等学校で構成）では、中信地区の私立高等学校への助成と国・県への意見書送付を要請する運動に取り組んでおります。

私学はそれぞれ独自の建学の精神に基づき、生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域貢献等に大きな成果を上げてまいりました。平成26年度には「就学支援金制度」が改正され、さらに令和2年度にはこの制度が大幅に拡充され、年収590万円未満の世帯では実質的に授業料の無償化が実現しました。また、長野県では、令和6年度より年収750万円未満には全世帯対象、910万円未満の子どもが2人以上いる世帯に対し、年79,200円の授業料軽減補助金の拡充がされました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進んだことは市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、まだ金額が十分ではないため、就学支援金の加算対象ではない世帯や、今回加算された世帯に関しても、いまだ保護者の多くは公立と私立では依然として学費の差は大きいと感じています。

昨今の諸物価の高騰に対し、ようやく給与の改善が見られ始めましたが、多くの世帯ではそれに見合う賃金の上昇が見込めず、保護者の学費負担は深刻な状況が続いております。

このような状況下、私学助成の主体である国・県からの補助金増額の前進はみられるものの、子どもたちが特色ある教育活動を求めて通う学校には、施設の整備・拡充等の教育環境の改善が求められており、特に私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。また、この傾向は生徒急減期にあって一層強まっており、私たち保護者を含め、私立学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状です。

安曇野市におかれましては、2011年度より私立高校等運営費補助金として再び予算を計上し、今日まで継続していただきありがとうございます。安曇野市は他市町村に比べ生徒一人当たりの経常費補助金を1万円と多額の補助をいただいております。私学に通う生徒の保護者負担軽減に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年度は安曇野市から中信地区私学7校へ559名の生徒さんをお預かりしています。私学独自の特色ある学びを通し、それぞれ自分の夢の実現に向けて学習をはじめ、部活動、生徒会活動等に励んでおります。

貴市の財政状況は引き続き厳しいところとは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために、更に一層のご理解とご支援を賜りたく、下記のとおり陳情申し上げます。

敬白

記

- 1 私立高等学校への経常費補助金（一校一律及び生徒数割）の継続並びに増額を行ってください。
- 2 教育条件改善のために私立高等学校への教育施設・機器補助の拡充を行ってください。
- 3 国・県の関係者に対して就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書をあげてください。

以上

令和6年度 私立高等学校運営費補助金一覧

補助金額 = 補助対象生徒数 × 10,000円

(A)

※補助対象生徒: 令和6年5月1日現在で安曇野市に住所を有する生徒

No.	文書番号		住所	学校名	校長名	理事長	生徒総数 (人)	補助対象生徒数(人)				補助金額(円) A×10,000円	使途	備考	申請日	交付決定日	実績報告日	交付確定日	支払日
	交付決定	交付確定						合計(A)	全日制	通信制	構成率								
1	6学第1383号	6学第2278号	〒390-8515 松本市第3丁目6番1号	学校法人 松商学園 松商学園高等学校	長野 雅弘	田口 敏子	1,336	186	186	0	13.9%	1,860,000	教育研究に要する経 常的経費として		令和6年6月3日	6月25日	7月31日	8月28日	9月25日
2	6学第1383号	6学第2278号	〒390-0303 松本市浅間温泉1丁目4番17号	学校法人 外語学園 松本第一高等学校	埴野 英雄	-	594	70	70	0	11.8%	700,000	教材費として		令和6年6月11日	6月25日	7月31日	8月28日	10月2日
3	6学第1383号	6学第2278号	〒399-0036 松本市村井町南3丁目8番25号	学校法人 理知の社 松本国際高等学校	鈴木 徳夫	菱島 善光	1,611	116	65	51	7.2%	1,160,000	教育研究経費として		令和6年6月10日	6月25日	7月31日	8月28日	9月25日
4	6学第1383号	6学第2278号	〒390-0221 松本市里山辺4202	学校法人 松本昭和学園 エクスラン高等学校	西沢 宏	本郷 一彦	338	43	43	0	12.7%	430,000	学校運営費として		令和6年6月10日	6月25日	7月31日	8月28日	9月25日
5	6学第1383号	6学第2278号	〒390-0632 松本市南松本1-13-26	学校法人 外語学園 信濃むつみ高等学校	水野 尚哉	-	521	83	83	0	15.9%	830,000	通信運搬費として		令和6年6月7日	6月25日	7月31日	8月28日	10月2日
6	6学第1383号	6学第2278号	〒399-0703 埴田市広丘高出2081	学校法人 五島育英会 東京都市大学堀原高等学 校	阪本 勝利	-	750	36	36	0	4.8%	360,000	教材費として		令和6年6月10日	6月25日	7月31日	8月28日	10月23日
7	6学第1383号	6学第2278号	〒390-0813 松本市埋藏2丁目1番1号	学校法人 松商学園 松本秀峰中等教育学校	宗像 諭	田口 敏子	254	25	25	0	9.8%	250,000	学習環境設備の充実 のため	※後期課 程のみ対 象	令和6年6月14日	6月25日	7月31日	8月28日	10月9日
				計			5,404	559	508	51	10.3%	5,590,000							

報告第2号	教育部子ども家庭支援課
令和6年 11 月 28 日提出	(課長) 山越寿彦 (担当係長) 赤羽賢一

タイトル	安曇野市こども計画検討会議の委員の委嘱について
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。
説明	

報告第3号	教育部 子ども家庭支援課
令和6年 11 月 28 日提出	(課長) 山越寿彦 (担当) 古畑瑞恵

件名	安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正について
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は、協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は、意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため、非公開とします。
説明	

報告第4号	教育部 各課
令和6年10月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	5 件
		生涯学習課	
		文化課	3 件
		子ども家庭支援課	3 件
			(詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義）			
第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。			
(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。			
(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。			
(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。			
（審査基準）			
第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。			
(1) 国又は地方公共団体			
(2) 学校又は学校の連合体			
2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。			
(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。			
(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。			
(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。			
(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。			
(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。			
(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。			
（教育長の専決範囲）			
第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。			
(1) 前条第 1 項に規定する行事			
(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）			

学校教育課

■安曇野の子どもを語る会

主催：安曇野市教育会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市教育会 竹内 幸浩	市教育委員会のご後援により、安曇野市の子どもたちの健全育成をめざし、様々な立場で情報・意見交換をして連携をとっていくため。	10/9	令和6年11月9日(土) 午前9時~12時	南安曇教育文化会館	「青少年の健全育成をはかっていくために、学校・各団体・諸期間が連携を取りながら、学校・家庭・地域の教育力をどう高めていこうか」というテーマについて考える機会とする。	・討論のテーマ 大人への憧れをもって、安曇野を「心のふるさと」と感じ、たくましく生き抜く「安曇野の子ども」を育てるには、 ～産学官一体となったキャリア教育の推進～	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条2号により可
専決日：令和6年10月21日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第50回記念中信地区小学校管楽器交歓演奏会

主催：中信地区小学校管楽器教育研究会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
中信地区小学校管楽器教育研究会 五味 誠	地域の方々への感謝を伝える場として、発表の場を設けることにより、児童に真剣に取り組む大切さを学んでもらう。 その学びが日々の学校生活の推進に資すると考えるため。	10/15	令和6年11月23日 (土)、24日(日)	キッセイ文化ホール	金管バンドや吹奏楽を愛好する児童が、音楽を通して交流を深める演奏会	金管 バンドや吹奏楽の演奏発表会	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条2号により可
専決日：令和6年10月22日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■「わたしちの街の社会科見学安曇野・大北版 2025年度版」冊子作成・寄贈

主催：アド・コマーシャル株式会社

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
アド・コマーシャル株式会社 赤羽 悠一	自身が暮らす地域にどんな産業があるのか、どんなモノを作っているのか、そうしたことに興味を持ち学習することが、自分の将来を考える上で有意義だと考えるため。	10/22	令和7年4月発行予定	安曇野市内の全小学校へ寄贈	子供たちにとって、自分たちが暮らす地域にどんな産業があるか、どんなモノをつくっているのか、そうしたことに興味を持ち学習することは、自分の将来を考える上で、とても有意義なことであると考えます。そこで、自分たちが暮らす地域では、どんな物づくりや産業があるのかを小学4・5年生向けにわかりやすくまとめた冊子を作成・寄贈し、社会科及びキャリア教育の教材の一つとして活用いただきたく企画しました。	冊子の寄贈	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条2号により可
専決日：令和6年10月24日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第23回 バリフリマルシェ

主催：バリフリマルシェ実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
バリアフリースタイルルカ 西條 智香	市内小中学生及びその保護者に活動を広くしてもらうため。	11/5	令和6年12月7日 (土), 8日(日)	松本住宅公園	障がいのある無にかかわらず楽しめる場所を提供し、交流を通じた啓発活動を行うとともに地元作家や飲食店の魅力を発信する。	県のしあわせバイ信州運動に賛同した地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワークショップ)の提供	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条2号により可
専決日:令和6年11月7日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第2回モチベーションセッションキッズスクール

主催：Yearner

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
Yearner 藤原 優希	より多くの子どもたちやご家族に今回の行事に参加してもらい、前向きな考え方を学び、自己肯定感の向上を目的としているため。	11/11	令和6年12月15日 (日)	明科公民館	将来の夢に対しての目標のたて方や前向きな考え方をワークショップをしながら楽しく万部ことができる。日常や学校生活にも役に立つコミュニケーション能力の向上も目指す。	・悪いことが起きた時の考え方(講演) ・ポジティブ変換ゲーム(ワークショップ)	-	-	-	R6年度承認あり。基準第3条第2項及び基準第4条2号により可
専決日:令和6年11月12日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

文化課

■安曇野いけばな展

主催：安曇野いけばな協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野いけばな協会 会長 鈴木 久美子	生涯学習の一環並びに芸術文化の振興に寄与するため。	10/22	令和7年2月15日 (土)・16日(日)	豊科交流学習センター「きぼう」	・流派や資格に関係なく、花を愛する皆さんのいけばな展を開催する。 ・生涯学習の一環として、地域と密着した文化活動を行う。 ・花展を開催することによる仲間作りと発表の場を設けることにより個人のレベルアップを図る。本年は感染対策に十分留意して行う。	約43名によるいけばな作品の展示を行う。 会費:1,500円 出瓶料:4,000円		○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年10月29日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

■第18回定期演奏会

主催：波田少年少女合唱団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
波田少年少女合唱団 代表 古波 田 充	合唱活動を通じ、青少年少女の健康やかな心身の育成を図るため、安曇野市在住の中・高校生・大学生が団員として活躍しているため。	10/21	45619	松本市音楽文化ホール	今年も、「心を一つに、そして愛をあなたへ」をモチーフに練習を重ねた1年間の成果を披露させていただく機会として、多くの方々に感謝を込め演奏するもの。	波田少年少女合唱団の団員による、合唱のコンサート 入場料:500円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年10月29日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

■第38回市民タイムス書き初め展

主催：株式会社 市民タイムス

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
株式会社 市民タイムス 代表取締役 新保 裕介	地元の小中学生(幼児)に広く告知し、大勢の子どもたちに出品してもらうことにより、文化活動の推進に資するため。	11/6	令和7年2月15日 (土)・2月17日(月)	井上アイシティ21 (山形村)	新年の伝統文化である「書き初め」作品を、地元の幼児・小中学生から広く募り、審査・展示・表彰等を行うことで書初文化の継承を図る。	審査会で入賞となった作品約1,000点を会場に展示し、来場者に鑑賞してもらう。入賞者には賞状と記念品を贈る。上位者の表彰式を行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年11月11日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

子ども家庭支援課

■安曇野ガールスカウト みつばちランド

主催：一般社団法人ガールスカウト長野県第38団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
一般社団法人ガールスカウト長野県第38団 団委員長 小林 昭子	安曇野市の子どもたちに、遊びの場と企画・準備の場を提供し、実体験を通して青少年の健全育成の一助としたいため、後援をいただき広く周知したい。	10/11	令和6年12月1日(日)	堀金公民館 会議室1	安曇野市の子どもたちが自分たちで遊びを企画・準備・実施する場を提供すると共に、季節を感じる活動をとり入れ、地域交流・異年齢交流の場も提供する。	ゲーム、クラフト、活動発表 ガールスカウトの技術の体験 参加料200円(保険、工作材料、おやつ代)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年10月16日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■2024年度あすなろU-10バレーボール交流大会

主催：一般財団法人長野県バレーボール連盟・長野県小学生バレーボール連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野小学生バレーボール連盟 森 哲夫	教育委員会の後援により本事業が青少年健全育成に関わるものと認識してもらいたため	10/18	令和6年11月16日(土)・17日(日)	明科体育館・豊科南小学校体育館・堀金小学校体育館 他	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上。バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。 参加料:1チーム2,000円/日	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可 教育長の大顧問参加についても依頼あり
専決日:令和6年10月24日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■あづみの野球フェスタ

主催：安曇野地区野球協会(あづみの野球フェスタ実行委員会)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野地区野球協会(あづみの野球フェスタ実行委員会) 関島 資浩	青少年健全育成及びスポーツ振興・野球普及のためのスポーツイベントへの集客や認知度アップなど広報効果が見込める。スポーツイベントに対する社会的信用度が向上する。	10/25	令和6年12月14日(土)、令和7年2月2日(日)	堀金総合体育館、常念ドーム	昨今の野球人口の減少を受け、野球の魅力を未経験者の園児や小学生に発信し、安曇野市周辺の多くの子供達に野球を始めたいという願いを込めてボール遊び普及を実施する。現在野球チームに加入している小学生に向けても、さらに野球の楽しさを伝え、技術の向上の一助とする。	ホームラン競争、スピードガンコンテスト、ストロークアウト、リアル野球BAN、だるま落とし	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年10月28日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 11/21（木）開催の教育振興基本計画策定検討委員会において、計画素案を提示。	1 市議会へ素案報告。 ・パブリックコメント実施。 ・第4回策定検討委員会 令和7年2月上旬開催予定。
就学時健診業務	1 就学時健康診断 ・11/6（水）三郷小、11/15（金）堀金小、11/20（水）豊科東小、11/27（水）豊科北小	1 就学時健康診断 ・未受診者の総ざらい
学校保健事業関係	1 第41回長野県歯科保健大会 ・10/31（木）豊科南小 2 教職員健康推進事業 ・11/24（日）カウンセリングルーム（穂高会館） ・11/25（月）～12/8（日）第2回ストレスチェック	
就学援助事務	1 就学援助 ・修学旅行費支給に係る調査、医療券発行（後期） 2 特別支援教育就学奨励費認定 ・調査に基づく支給額等変更 ・11/20（水）前期、修学旅行費（中学校）、新入学用品費支給 ・修学旅行費支給に係る調査	1 就学援助 ・修学旅行費支給 ・医療券発行（後期） 2 特別支援教育就学奨励費 ・修学旅行費支給
GIGA スクール事業	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ICT 教育推進委員会 ・11/6（水）信濃町小中学校視察 ・11/28（木）穂高北小学校での授業公開 信州大学森下准教授による講演・指導	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 左記以外 ネットワーク診断 ・各学校のネットワーク診断を実施
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会運営支援 ・10/22（火）堀金小、10/28（月）三郷中 2 堀金地域教育関係者連絡会 ・10/22（火）	1 地域学校協働本部連絡会 ・11/29（金）堀金地域 ・12/4（水）三郷地域 ・12/12（木）穂高地域、豊科南中学校区、豊科北中学校区
学校安全支援事業	1 通学路合同点検 ・11/19（火）堀金地域、11/25（月）三郷地域 ・11/26（火）明科地域、11/28（木）豊科・穂高地域	
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・令和7年度転入学手続終了	1 小規模特認校制度 ・次年度募集に向けた検証（年内）

不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・民間施設等訪問件数 8件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 6校 ・10/28(月)民間施設・不登校支援関係者等との座談会 内容:不登校の経験のある子の保護者、当事者(現社会人)との懇話 ・11/15(金) 不登校の経験のある高校生との座談会(不登校対策推進チーム連絡会)	1 市内の施設を定期訪問 ・市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問 2 その他 ・11月下旬～12月 民間施設・不登校支援関係者等との座談会2回目(予定)
キャリア教育	1 中学生キャリアフェスティバル (1) 日時 10/17(木) 午前9時から午後3時50分まで (2) 場所 穂高総合体育館 (3) 対象 安曇野市中学1年生 ＊7中学校を午前参加校と午後参加校の2グループに分けて開催 午前:穂高西中、豊科北中、三郷中 午後:豊科南中、穂高東中、堀金中、明科中 (4) 概要 安曇野市内の中学1年生が、地元安曇野市にある企業などを知り、そこで働く大人の姿や考えにふれることで、自らの生き方・働く意味を考え、地域とのつながりを通して郷土愛を育む機会とした。 ・第3回生徒実行委員会 (11/1(金)) 次年度に向けた成果と課題の共有 2 明科三校キャリア教育の推進 ・10/25(金)研究主任会、11/11(月)	1 中学生キャリアフェスティバル ・報告書の作成 ・キャリアフェスティバル冊子製作

2 学校給食課

		学校給食担当
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	・給食センター更新計画策定事務 ・地産地消の取組み	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	・11/18(月)令和6年度給食費第6期再振替 12/ 2(月)令和6年度給食費第7期振替	令和6年度給食費 小学校 320 円/食 (うち保護者負担 280 円) 中学校 375 円/食 (うち保護者負担 330 円)
各給食センター管理運営事業	・所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施(各センター) ・栄養士の学校訪問(各センター)	
堀金給食センター設備更新事業	・堀金給食センター設備更新工事竣工見込(～1/31(金))	

3 生涯學習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 オンライン日本語教室モデル事業終了 ・8/22～11/ 28 毎週木曜日、全 15 回、 定員 20 名/回 2 安曇野市人権の集い ・12/7(土)午後2時～4時 豊科公民館ホール 第 43 回「全国中学生人権作文コンテスト」 松本地区大会 市内入選者表彰及び作文発表 講演「女性が活躍できる社会・会社について考える」 講師:丸山 将一さん(エムケー精工株式会社代表取締役社長、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」発起人) ※講演は「企業人権啓発講演会」を兼ねて開催 3 安曇野アカデミー(第5回目・最終回) テーマ:安曇野の伝説・民謡② ・12/10(火)午後 7 時～8 時 30 分 大会議室 4 日本語教室ボランティア講習会 ・12/16(月)午後1時 30 分 305 会議室 講師:山本もと子さん(信州大学グローバル化推進センター非常勤講師) 5 令和7年安曇野市二十歳の集い ・1/12 日(日)午後2時～2時 30 分まで 安曇野市総合体育館「ANCアリーナ」	1 令和 5、6 年度は県のモデル事業として実施。令和 7 年度の自走に向けて関係先と調整中。 2 市内の中学校を卒業している者(該当 868 人)、又は 10/1現在、安曇野市に住所を有する者

豐科生涯學習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 出会い・ふれあい・生きがいセミナー 「屋根の上の芸術～瓦の見方・楽しみ方～ ・12/10（火）午後1時30分 豊科公民館 2 豊科の宝講座「飯田堰に灌漑された集落を訪ねて」・12/12（木）午後1時30分 豊科公民館 3 ICT 講座「スマートフォン相談会」 ・12/18（水）午前10時 豊科公民館	

穗高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 ICT 講座パソコン初心者シニア向け年賀状作成教室 ・11/28（木）午後1時 穂高商業高校 講師：日本郵便職員、穂高商業高校の皆さん 2 プロが教えるクリスマス料理教室 ・12/4（水）午前9時30分 穂高公民館 講師：ロッソ・ビアンコ シェフ	

	3 高圧受電設備更新工事に伴う全館停電（休館日） ・12/9（月）午前9時～午後4時 4 京のおばんざい料理教室 ・12/11（水）午前9時 穂高公民館 講師：高瀬美幸さん 5 第2回穂高地域学校協働本部連絡会 ・12/12（木）午後3時30分 穂高公民館	
--	--	--

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 第3回三郷地域協働本部連絡会 ・12/4（水）午前9時30分 三郷交流学習センター「ゆりのき」 2 スポーツ推進委員との合同会議 ・12/6（金）午後6時30分 三郷文化公園体育館 3 第2回三郷祭運営委員会 ・12/13（金）午後7時 三郷交流学習センター 4 郷土講演会 ・12/15（日）午後1時30分 三郷交流学習センター	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 親子注連縄づくり ・12/1（日）午前10時 堀金公民館 2 地区公民館役員会 ・12/5（木）午後7時 堀金公民館 3 食卓にもう一品料理講座④ ・12/21（土）午後7時 堀金公民館	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 ワインと音楽の夕べ ・12/6（金）午後5時30分 明科公民館 2 スマホ相談室 基礎編第3回 ・12/12（木）午前10時 明科公民館 3 お正月のお花を飾ろう ・12/26（木）午前10時 明科公民館	

4 文化課

		文化振興担当
事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 安曇野AIR2024 ・東京藝大安曇野 AIR「ROOOT ROOT ROOT」展 10/10(木)～22(火) みらい、高橋節郎記念美術館 2 東京藝大交流事業 ・楽器演奏指導 期間:10/12(土)～14(月・祝) 堀金中 17 人、明科中 18 人、豊科北中 24 人 穂高西中 13 人 ・コンサート:10/14(月・祝) 参加者 140 人 穂高会館 3 新進音楽家コンサート 4 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表(パスポート) 9月利用者7人、10月利用者13人 ・ギャラリートークリレー 期間:10/26(土)～11/4(月・祝) 貞享義民記念館、臼井吉見文学館ほか(13館) ・学校ミュージアム 穂高西小 11/20(水) 明北小 11/29(金) ・信州大学連携バスツアー 11/24(日) 5 0歳からのミニコンサート ・第2回 11/8(金)(明科公民館) 参加者94名 6 ガラス工房展 11/1(金)～12/4(水) 交流学習センターみらい	リーダーズバンド練習 令和7年2月 ・あづみの新進音楽家コンサート 12/7(土) (学校ミュージアム) 穂高東中 1月23日(木) 豊科南中 1月24日(金)
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・第53号(秋号)10/31(木)発行 2 ちくにしきものみらい基金充当事業 ・11/6(水)明北小 明科水産試験場 外 ・11/18(月)豊科東小 四賀 化石及び地層見学 ・11/22(金)明北小 長峰山 外	・第4回編集委員会 1/17(金)
文化振興総務	1 博物館協議会 ・第2回 10/29(火)10:00～本庁舎301	・第3回 3/5(水)9:30～11:30
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・「近美コレクション展」11/19(火)～12/4日(水)きぼう 2 田淵行男記念館 ・澤井俊彦写真展「クマの記憶」 9/10(火)～12/1(日) 3 高橋節郎記念美術館 ・北穂高芸術展 10/26(土)～11/24(日)	・空調工事、照明LED化等の改修のため休館12月～令和7年3月31日予定
豊科近代美術館大規模改修工事	工事期間:令和6年6月～令和7年7月	・休館予定期間:6/3～令和7年8月下旬

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館	1 階段昇降機設置 ・11/2 日(土)から一般使用可能	1 こたつ講座(12 月) 12/7(土)、12/14(土)
新市立博物館準備事業	1 第3回安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 ・期日:11/15(金)	
貞享義民記念館	1 上井彦之助油彩画展 ・会期:10/9(水)～10/24(木) 参加者:133 人 2 くらふとのわ・笑・和展 ・会期:10/27(日)～11/4(月・祝) 3 フォトサロンなかがや写真展 ・会期:11/10(日)～11/24(日) 4 人権・平和研修「満蒙開拓平和記念館見学」 ・期日:10/11(金) 参加者:21 人 5 上映会「靍は死なず」 ・期日:11/9(土) 参加者:112 人	1 三郷昆虫クラブ昆虫展 ・会期:11/27(水)～ 12/1(日)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 55,505 点、地域資料 55,566 点(10 月末現在) (10 月新規点数/公文書 365 点、地域資料 549 点)	
文書館教育普及事業	1 後期企画展関連企画 文書館講演会「『安曇野』に見る川井訓導事件」 ・期日:10/20(日) 参加者:44 人	
市誌編さん事業	1 安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) ・期日:11/25(月)	1 市誌編さん専門調査会 (考古部会) ・期日:12/18(水)

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 市民向けワークショップ実施(10/12, 10/26, 11/9)土曜日	・第4策定協議会 12 月 13 日(金)
埋蔵文化財発掘調査事業	1 国道 19 号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野県国道事務所との保護協議	・発掘調査 11 月 5 日(火)～

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
全館事業	1 秋の読書週間 10/22(火)～11/10(日) 市内公共図書館全館	
図書館事業	1 第2回図書館協議会 ・11/14(木) みらい 午後1時30分～	
中央図書館	1 映画上映会「クリスマス・キャロル」 ・12/13(金) みらい 午後6時30分～ 2 クリスマスおはなし会 ・12/14(土) みらい 午前10時30分～	
豊科図書館	1 クリスマスおはなし会(午前の部:乳幼児対象) ・12/13(金) きぼう 午前11時～ 2 クリスマスおはなし会(午後の部:幼児対象) ・12/13(金) きぼう 午後4時～	
三郷図書館	1 クリスマスおはなし会 ・12/14(土) ゆりのき 午前10時30分～	

堀金図書館	1 クリスマスおはなしのへや ・12/17(火) 堀金公民館 午前10時30分～	
明科図書館	1 ひまわり講座② 「牛乳パックで回るおもちゃをつくろう！」 ・11/10(日) ひまわり 午前10時30分～	

5 子ども家庭支援課

事業(懸案事項)	現 況	子ども子育て政策係
		今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小児童クラブ 被服室改修工事 10/31(木) 竣工 ・明南小児童クラブ 普通教室改修工事 11/29(金) 竣工予定	1 備品調達(長机)
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て会議 ・11/12(火) 午後1時30分～本庁舎 全員協議会室	1 子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント ・12/23(月)～ R7/1/20(月)
こども計画策定業務	1 こども計画策定検討会議 ・11/12(火) 午後3時30分～ 本庁舎 全員協議会室	1 こども計画パブリックコメント ・12/23(月)～ R7/1/20(月)
黒沢洞合自然公園整備事業	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～11月(部分(土木)完了済)	1 工事入札契約 ・12月以降

子ども家庭相談担当(子ども発達支援相談室)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
		今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・11月は9回実施 こあら(1歳児)穂高(11/5(火)、11/20(水)、11/22(金)) こあら(1歳児)豊科(11/7(木)、11/21(木)) いるか(2歳児)穂高(11/11(月)、11/12(火)、11/28(木)、11/29(金))	1 12月は7回の実施を予定
	2 発達相談日(親子であっぷっぷ) ・11月は4回実施(11/6(水)、11/13(水)、11/19(火)、11/27(水))	2 12月は5回の実施を予定
	3 運動発達相談日(はいはいたち) ・11月は3回実施(11/8(金)、11/18(月)、11/22(金))	3 12月は2回の実施を予定
	4 ことばの相談日 ・11月は2回実施(11/7(木)、11/21(木))	4 12月は2回の実施を予定
	5 親子で遊ぼう教室 ・11月は1回実施(11/25(月))	5 12月は1回の実施を予定

	6 子育て学習会 ・11 月は4回実施(11/1(金)、11/12(火)、11/19(火)、11/28(木))	6 12 月は実施なし
--	--	-------------

子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童手当給付事業 制度改正	1 制度改正により申請が必要な方(高校生のみ養育の方、所得制限により資格喪失していた方 等)からの申請書類について審査・入力を実施中 ・対象 約 1,500 件	1 制度改正後の初回支給は12 月。以後、各偶数月に支給。

児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 児童クラブ令和7年度申請審査期間 ・令和7年1月まで	
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館 建築工事 ・工期:9/3(火)～R7.9/30(火)	
青少年育成環境整備事業	1 第3回市青少年センター運営委員会 ・10/25(金)共用会議室 306 午後1時 30 分～ 2 中信4市青少年補導センター連絡会議 ・10/31(木)松本市立博物館 午後2時～ 3 「子ども・若者育成支援強調月間」啓発活動(街頭啓発) ・11/1(金)JR豊科、穂高、明科駅前 午前7時～ 4 県青少年健全育成県民大会 ・11/2(土)中野市市民会館 午後1時～ 5 第2回学校・警察連絡協議会 ・11/5(火)堀金公民館 午後2時～	1 県青少年補導センター臨時役員会(Web 開催) ・12/23(月) 午前 10 時～
青少年体験事業	1 親子プログラミング教室 ・10/26(土)、27(日)、11/9(土)、10(日) 大会議室 各午前の部 10 時～、午後の部1時～ 2 市子ども学芸クラブ第2回会議 ・11/8(金)共用会議室 307 午後2時～ 3 子ども文化祭 ・11/16(土)～23(土) 穂高交流学習センター「みらい」 ステージ発表は 11/23(土)	・冬季親子体験ラボ「クリスマスマカロンタワーを作ろう!」12/1(日) 豊科交流学習センター「きぼう」 午前 10 時～ ・ジュニアリーダー養成講座「三九郎組み立て講座」12/8(日) 堀金総合体育館ほか 午前9時 30 分～ ・友好都市武蔵野市交流事業(1月実施)参加者募集 12/6(金) まで
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内 10 小学校	

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理等業務委託事業	1 安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理等業務委託事業 期日 11/22(金)午前・午後(予定) 場所 安曇野市役所 会議室 401 内容 第2回審査委員会・プロポーザル 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで安曇野市立認定こども園・幼稚園給食業務について受託候補者を選定する。	12/6(金)審査結果通知
社会福祉法人長野県社会福祉協議会主催(安曇野市共催)潜在保育士の復帰セミナーと就職相談会	1 令和6年度「保育士さんいらっしゃい!」～潜在保育士の復帰セミナー&就職相談会～ について 期日 令和6年12/7(土)午後1時～午後3時30分 場所 豊科交流学習センター「きぼう」 内容 ミニトーク、参加者へのアピールタイム、就職相談	
令和7年度公立園入園予定児の入園面談	1 令和7年度公立園 入園予定児の入園面談について 期日 12/14(土)午前中 場所 各園 内容 聞き取り・相談を行いスムーズな入園に繋げる	12月上旬 内定通知配送 1/24(金)入園オリエンテーション

報告第 8 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 11 月 28 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)山浦功和

件名	令和6年度 交通事故0「ゼロ」プロジェクトの結果について
要旨	令和6年度 交通事故0「ゼロ」プロジェクトで実施した事業の概要、交通安全クイズ結果等について報告するもの
説明	1 概要 安曇野市教育委員会では、令和2年度から子ども達の大切な命を守るため、交通事故0「ゼロ」を目指した取組を実施している。本年度は、令和6年秋の全国交通安全運動(令和6年9月 21 日(土)～同月 30 日(月))に併せ、9月 21 日から 10 月 20 日までの1か月として取り組んだ。 2 プロジェクト期間中の交通事故状況 実施期間である9月 21 日から 10 月 20 日までの間、児童・生徒に関わる事故報告は、0件であった。引き続き、被害者にも加害者にもならないよう、この取組を継続したい。 3 プロジェクト実施内容 (1) 交通事故防止ポスターの掲示 啓発ポスターを、主として学校や支所、公民館、児童館、図書館など公共施設を中心に掲出し、本プロジェクトの周知を行った。 (2) 横断幕の掲出 市役所に横断幕を掲出し、本プロジェクトの周知を行った。 (3) 親子で取り組む交通安全クイズの実施 秋の全国交通安全運動に併せ、親子で 1 年に 1 回は交通安全について話し合うきっかけとなるよう、交通安全クイズを作成し、市内のすべての小・中学校にチラシの配布を行った。 ア 周知方法 ① チラシの配布 9 月 24 日(火)～同月 27 日(金)の間に、市内小中学校全校を対象にチラシを配布。 ② オクレンジャーによる周知 9 月 20 日(金) 交通事故0「ゼロ」プロジェクトの周知 10 月 4 日(金) 交通安全クイズの周知 イ 回答状況 回答状況については、次のとおりとなった。

	小学生・低	小学生・高	中学生	保護者
対象数	2,283	2,324	2,379	－
9/30(木)	139	160	99	128
10/20(日)	299	327	236	377
回答率	13.0%	14.0%	9.9%	－

- ・9/30(木):秋の全国交通安全運動の最終日 チラシのみ
- ・10/20(日):交通事故0「ゼロ」プロジェクトの最終日 オクレンジャー

<寄せられた意見>

- ・簡単なクイズだった。(小学校高学年)
- ・グリーンベルトの事は勉強になった。(保護者)
- ・実際、子どもから「クイズをやろう!」と誘われ、交通ルールを話すきっかけになった。(保護者)
- ・お父さんお母さんには気をつけてほしいと思った。(小学校低学年)

4 今後の取組

今後も、本プロジェクトが親子で交通安全を考える機会となることが定着するよう取り組むものとする。

(以 上)

ちいき こ いのち まも
地域ぐるみで子どもの命を守る

こうつうじこ ゼロ
交通事故0プロジェクト



かぞく かんが こうつうあんぜん
～家族と 考えよう「交通安全」～ クイズにチャレンジ!

9月21日から「秋の全国交通安全運動」がはじまりました。

家族でクイズにチャレンジして、「交通安全」について話し合ってみよう!



●こうつうあんぜんクイズ

しょうがく ねんせい おけ
(小学1～3年生向け)

みんなは、どのくらいこうつう
ルールをわかっているかな。

こうつうあんぜん
クイズでたしかめ
てみよう。



〈小学1～3年生〉

●交通安全クイズ

(小学4～6年生向け)

自転車にも、守らないといけない
ルールがあるよ。どんなルールが
あるのか、クイズに

ちようせん
挑戦してみよう。



〈小学4～6年生〉

●交通安全クイズ

(中学生向け)

中学生になって、ルールなんて
知ってるよって思っていない?
交通ルールについて、改めて
考えてみよう。



〈中学生〉

●交通安全クイズ

(保護者向け)

お子さんとクイズに挑戦して、
家族で交通ルールを
考える時間をつくりましょう。



〈保護者〉

保護者のみなさま

～家族で話そう交通安全～

学校の登下校時における生徒・児童の交通事故0（ゼロ）を目指して、安曇野市教育委員会では、毎年9/21から9/30に行われる「秋の全国交通安全運動」にあわせて、「交通事故0（ゼロ）」を目指した取り組みを行っています。

これまでは、市民のみなさまが交通事故の加害者にも被害者にもならないことを願い、学校へのポスターの掲出や通学路の点検などの取り組みを行ってきました。

今年は、1年に1回は家族で交通安全について話し合う、そのようなきっかけとなることを願い、年齢に合わせた交通安全クイズをチラシにしました。

ご家庭でクイズを通じて交通安全について話しあい、交通安全について考えてみましょう。小学生は、守られる立場であっても自分自身を守る必要があること。中学生は、守られる立場から守る立場へ変化があること。そんな「気づき」となることがねらいです。

みなさまのちょっとした「交通安全に対する気づきと意識」の積み重ねにより、交通事故が「ゼロ」となることを願っています。



安曇野市教育委員会事務局

学校教育課

「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、文芸評論家・作家・教育者の白井吉見さん（1905-1987安曇野市堀金出身）の講演「中学生諸君に望む」（1967）から

交通事故0プロジェクトの詳細は、市HPをご確認ください。





こうつうあんぜんクイズ(小学校低学年向け)

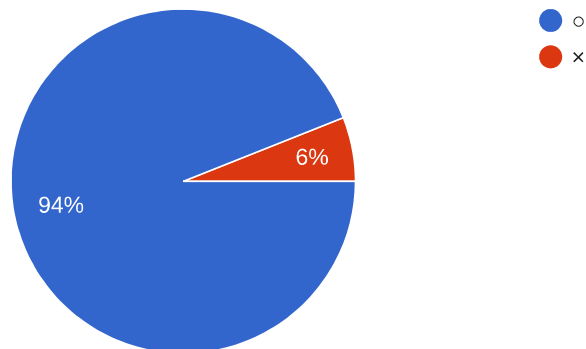
299 件の回答

[分析を公開](#)

おうだんほどうの しんごうきの あおいろが ピカピカひかっているときは、つぎの あおになるまでまつ

[コピー](#)

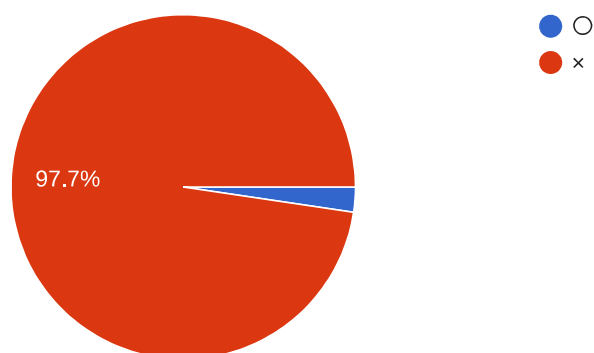
299 件の回答



ほどうのないどうろでは、どうろのまんなかをあるく

[コピー](#)

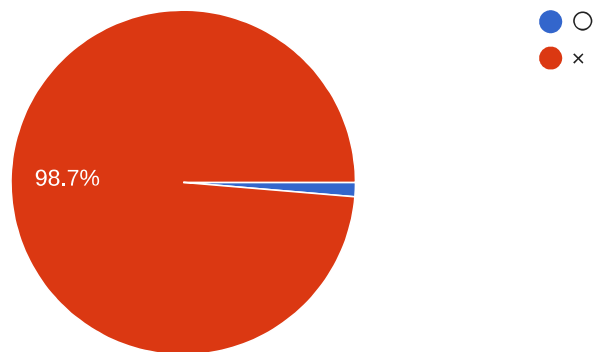
299 件の回答



ボールが どうろに ころがってしまったので、いそいで どうろに とびだして、ボールを ひろった

 コピー

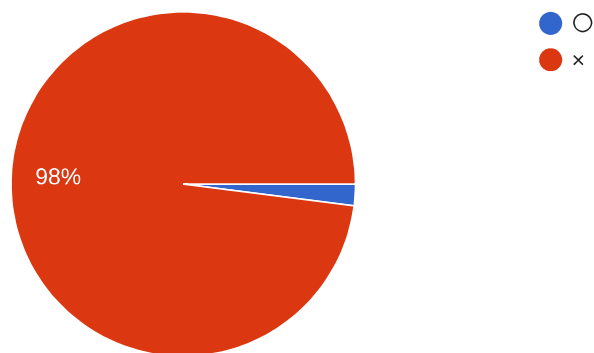
299 件の回答



かえりみちに、ほどうにある ブロックにのってあそんだ

 コピー

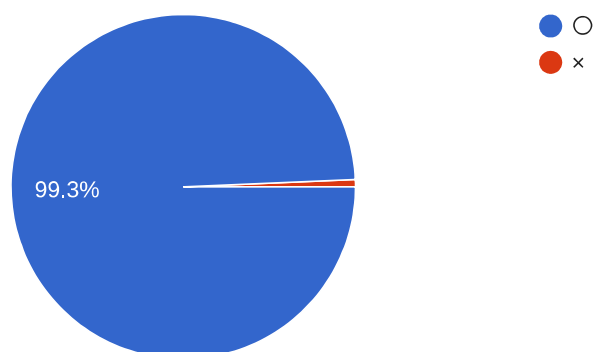
299 件の回答



おうだんほどうを わたるときは、くるまが こないか しっかりと かくにんしてから わたる

 コピー

299 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Google フォーム





交通安全クイズ(小学校高学年向け)

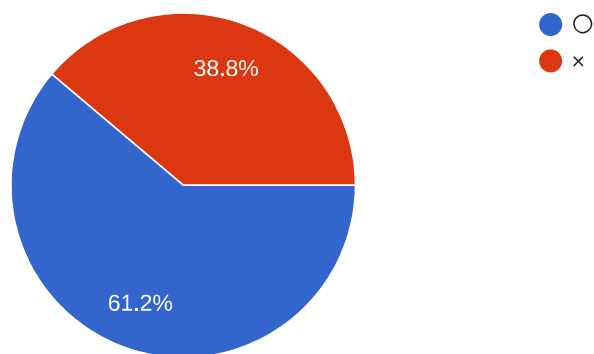
327 件の回答

[分析を公開](#)

小学生は、歩道を自転車で走っても良い

 コピー

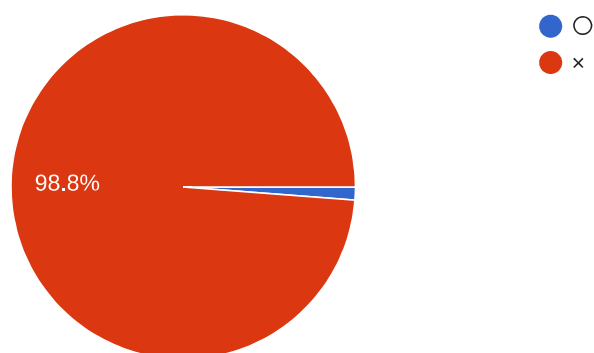
327 件の回答



友達と遊びに行くときに、一人が自転車だったので、二人乗りをして公園に出かけた

 コピー

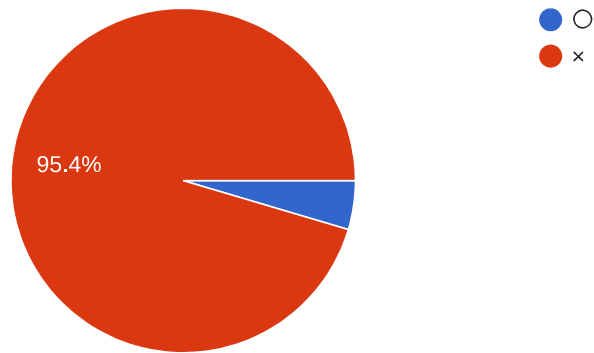
327 件の回答



友達とならんで話しながら自転車に乗った

 コピー

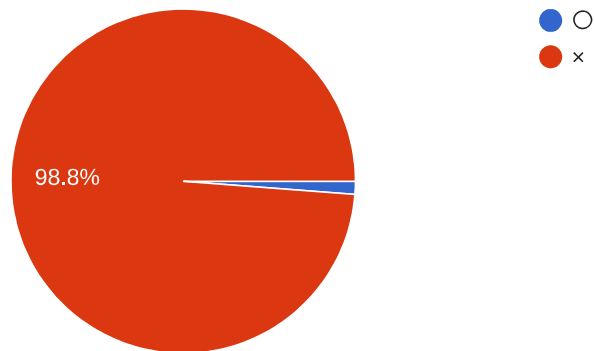
327 件の回答



雨が降ってきたので、かさを差しながら自転車に乗った

 コピー

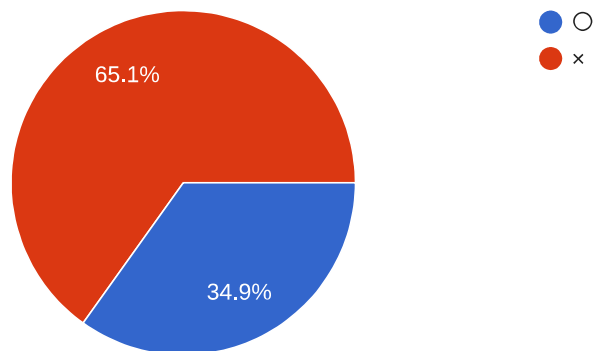
327 件の回答



通学路で見かけるグリーンベルトは、グリーンベルト内であれば広がって歩いても良い

 コピー

327 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Google フォーム





交通安全クイズ(中学生向け)

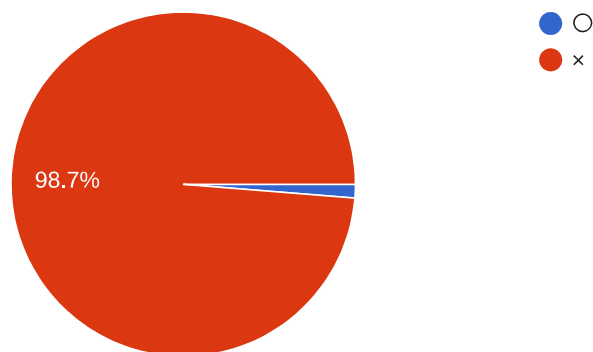
236 件の回答

[分析を公開](#)

止まれの標識は、車が止まるためにあるものなので自転車は止まらなくても良い

 コピー

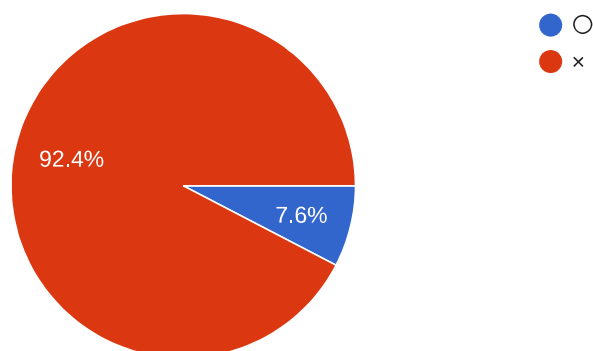
236 件の回答



中学生はまだ子どもなので、交通事故を起こしても、賠償金を請求されることはない

 コピー

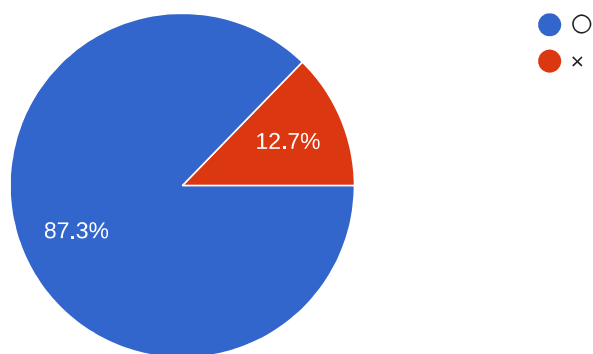
236 件の回答



自転車から降りるときは、自転車の左側に降りた方が良い

 コピー

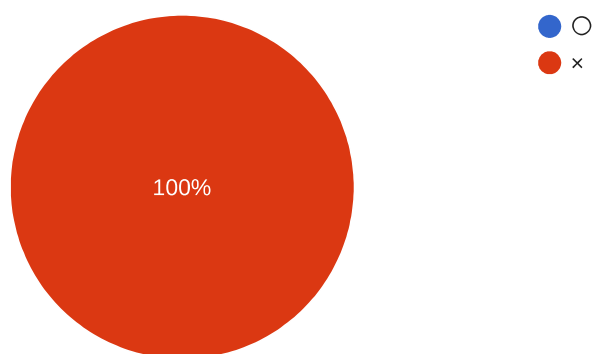
236 件の回答



自転車のライトは暗い道を照らすためのものであるため、暗くても走りなれた道であれば、ライトを使わなくても良い

 コピー

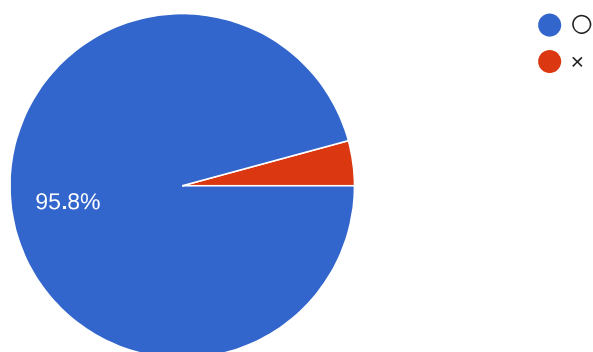
236 件の回答



交通ルールは車だけが守るのではなく、自転車や歩行者も守る必要がある

 コピー

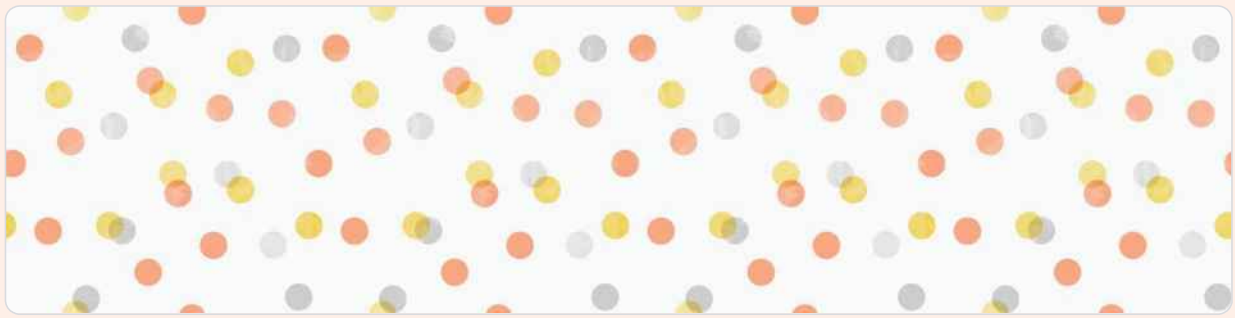
236 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Google フォーム





交通安全クイズ(保護者向け)

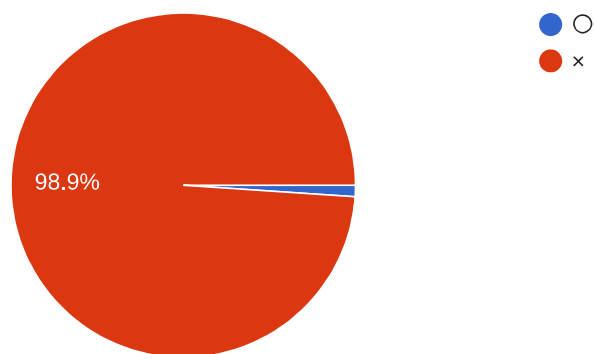
377 件の回答

[分析を公開](#)

自転車なら、お酒を飲んでも運転しても良い

 コピー

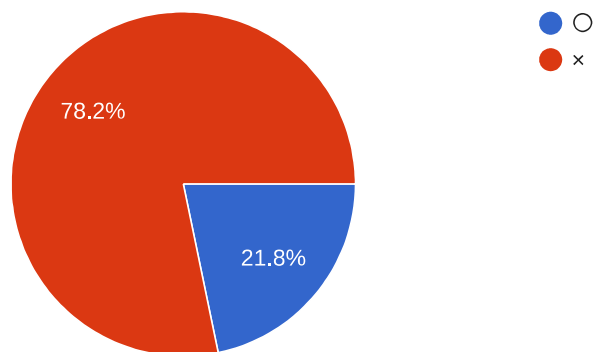
377 件の回答



道路上にある、ひし形のマークは付近に学校があることを示している

 コピー

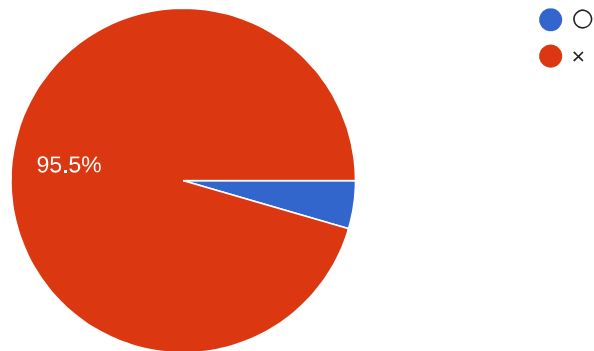
377 件の回答



ゾーン30では、学校が近いので急いで走行しなければならない

 コピー

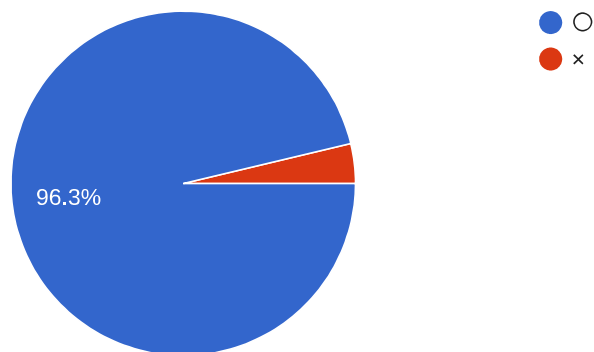
377 件の回答



2023年の4月から大人も自転車に乗る際にヘルメットの着用が努力義務となった

 コピー

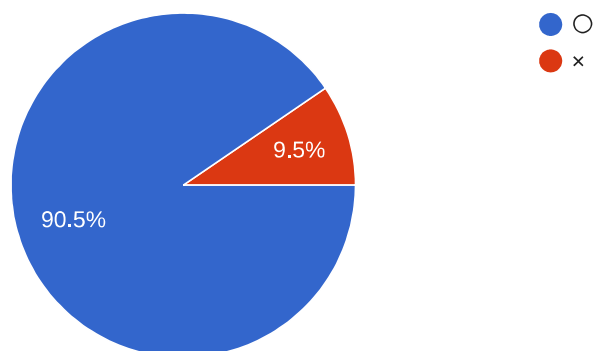
377 件の回答



信号機のない横断歩道で歩行者がいる場合は、車は必ず止まらなくてはいけない

 コピー

377 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Google フォーム

